

# 仕 様 書

## 1 業務名

中央図書館等電気工作物保安管理業務

## 2 目的

札幌市中央図書館・埋蔵文化財センター及び地区図書館に設置されている自家用電気工作物の保安管理を目的とする。

## 3 対象施設及び所在地

	施設名	住所	設備容量 (kVA)	
1	中央図書館 ・埋蔵文化財センター	中央区南22条西13丁目	675	屋内キュービクル
			200	自家用発電機 (3相200V 200KVA)
2	新琴似図書館	北区新琴似7条4丁目	150	屋外キュービクル
3	元町図書館	東区北30条東16丁目	250 (融雪150)	屋外キュービクル
4	東札幌図書館	白石区東札幌4条4丁目	225 (融雪100)	屋外キュービクル
5	西岡図書館 ・児童会館	豊平区西岡3条6丁目	150	屋外キュービクル
6	澄川図書館	南区澄川4条4丁目	150	屋外キュービクル
7	山の手図書館	西区山の手4条2丁目	230 (融雪150)	屋外キュービクル
8	曙図書館	手稲区曙2条1丁目	255 (融雪150)	屋外キュービクル

## 4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## 5 業務範囲

保安規程に基づく受託者が行うべき保安管理業務とする。

## 6 業務内容

- |   |       |
|---|-------|
| (1) 月次点検（主として、運転中の施設の点検及び測定試験）  | 隔月毎   |
| (2) 年次点検（主として、施設の運転を停止して行う点検及び測定試験）<br>（中央図書館・埋蔵文化財センターの年次点検は21：00以降に実施する。） | 毎年1回  |
| (3) 臨時点検（異常が発生した場合又は発生するおそれがある場合）   | 必要の都度 |
| (4) 不良箇所の改修指示助言   | 必要の都度 |
| (5) 事故発生時の処置の指示、指導等   | 必要の都度 |
| (6) 法令に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導  | 必要の都度 |
| (7) 法令に定める官庁検査の立会   | 必要の都度 |
| (8) 工事中の点検・竣工検査等の業務   | 毎週1回  |
| (9) 絶縁監視装置の監視業務   | 毎日    |

ア 受託者が行う保安管理業務は、別紙1「保安管理業務の細目及び基準」による。

イ 絶縁監視装置の監視業務における運用処理については、別紙2に基づき処理する。

ウ 点検測定試験結果及び指示助言する事項は、記録表等に記載して、委託者又は委託者の定める連絡責任者に通知する。

エ 上記により指示した事項又は受託者と協議決定した事項は、速やかに処置するものとする。

- (10) 暖房のLBS（高圧交流負荷開閉器）の投入及び開放

暖房のLBS（高圧交流負荷開閉器）の投入及び開放は、委託者の要請に基づき下記の時期に実施すること。

ア 投入時期

11月1日以降

イ 開放時期

5月31日以前

## 保安管理業務の細目及び基準

## 1 受託者の保安管理業務は、次の各号によるものとします。

なお、電気設備技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導・助言を行います。

- (1) 月次点検は、主として運転中の施設の点検及び測定試験をいい、隔月1回行うものとします。
- (2) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う点検及び測定試験をいい、毎年1回行うものとします。
- (3) 臨時点検は、異常が発生した場合又は発生するおそれがある場合、必要に応じてその原因調査のため、特別な点検などを行うものとします。

## 2 次表の点検又は測定試験については、委託者の負担において行うものとします。

電気工作物の種類	点検又は測定試験
取扱いに法令による特定の資格を要する機器又は技術秘密にふれる機器。	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験（実施可能なものに限る）以外の点検及び測定試験。
非常用予備発電装置のうち主として原動非常用予備発電装置のうち主として原動機及びこれの付属機器。	外観点検、観察点検、起動試験、絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、継電器試験他各種試験以外の分解点検及び調整。
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線。	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれてあるもの以外のものの点検及び測定試験。
ネオン、照明塔等の高所にあるもの及びその他点検困難なところにあるもの。	点検現場において容易にできるもの以外の点検及び測定試験。
密閉防爆機器のように構造上点検ができない機器。	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び測定試験。

## 3 電気事故、その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合に、受託者が行う応急措置は、委託者からの電話連絡に基づき受託者が派遣した保安職員により行うものとします。

この場合、委託者は受託者が応急措置の指導を行うために、必要とする電気事故の発生箇所・異常の状況・その他の情報を的確に受託者に連絡するものとします。

## 4 電気事業法第107条第2項に基づいて行う立入検査には、その都度、委託者の通知に基づいて、保安職員を受託者が派遣して立ち合わせるものものとします。

(自動通報方式)

## 絶縁監視装置の運用

委託者の事業場に設置する絶縁監視装置による監視業務について、次のとおり運用処理するものとします

### 1 絶縁監視装置の設置等

- (1) 受託者は、委託者の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）を設置して常時監視するものとします。
- (2) 委託者は、受託者が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとします。
- (3) 絶縁監視装置及び設置工事に要する費用は、受託者の負担によるものとします。
- (4) 絶縁監視装置の保守は受託者が行うものとし、その費用は受託者が負担するものとします。
- (5) 委託者は、受託者の絶縁監視装置の取外し又は、移設、修理は行わないものとします。
- (6) 絶縁監視装置の警報を、委託者の加入電話回線を利用して、受託者の事業所に自動通報する場合の電話料は、委託者の負担とするものとします。

### 2 警報受信時の応動体制

受託者は、絶縁監視装置からの警報を自動受信した場合は、委託者の事業場に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ点検するものとします。

### 3 契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者、受託者協議のうえ原契約期間内でも、この契約を解除することができるものとします。

- (1) 資源エネルギー庁通達の「維持及び運用が比較的容易な電気工作物の要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 委託者の電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合。